



違反対象物の公表制度

重大な消防法令違反の建物を
富士宮市ホームページに公表します。

違反対象物の 公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反をインターネットにより公表する制度です。

◎公表の対象となる建物は

集会場、パチンコ店やカラオケボックスなどの遊技場、飲食店、店舗、ホテル・旅館、老人ホームやグループホームなどの社会福祉施設、前記用途がテナントに含まれている雑居ビル

◎公表の対象となる違反は

建物に義務付けられた消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていない重大な消防法令違反です。

◎公表の時期は

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過した後に公表します。違反が是正されるまでの間、公表は継続されます。

◎公表の方法は

富士宮市のホームページ 「トップページ>市民の皆さんへ>安全・安心なまちづくり>消防・救急>違反対象物に係る公表制度について」へ掲載します。

◎公表する内容は

- ①建物の名称
- ②建物の所在地
- ③違反の内容

◎公表制度の開始時期は

平成31年4月1日から

問合せ先

富士宮市消防本部予防課予防指導係 0544-22-1199

富士宮市中央消防署 0544-26-5119 富士宮市西消防署 0544-27-0019

芝川分署 0544-65-1219 北分署 0544-54-1771

東分署 0544-22-8880 上野分署 0544-59-1119